

福岡県公報

平成27年9月1日
第3724号

目次

告示(第712号-第732号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) ……………	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) ……………	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) ……………	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) ……………	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退	(保護・援護課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8

○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課) ……………	10
○平成27年度技能検定(後期)の実施	(職業能力開発課) ……………	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	13
○平成27年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課) ……………	13
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) ……………	14

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	14
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	15
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課) ……………	15
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) ……………	16
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) ……………	18

告 示

福岡県告示第712号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のよう

に告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
筑紫生159	整形外科まつしたクリニック	筑紫野市二日市西一丁目4-3	H27・7・1
糸島地生103	ゆうメンタルクリニック	糸島市前原中央二丁目5-18 広瀬ビル2F	H27・7・1
大生449	早川内科医院	大牟田市本町四丁目10-11	H27・7・1
直生159	天寿がん免疫クリニック	直方市新町一丁目4-10	H27・8・1
糸島地生歯49	つかもとヘルスケア歯科・矯正歯科	糸島市南風台八丁目2-20	H27・7・1
大川生歯38	中島歯科医院	大川市大字鐘ヶ江654-11	H23・9・1
飯生歯160	にしもと歯科医院	飯塚市伊岐須636-5	H27・7・1
行生歯82	加茂デンタルクリニック	行橋市行事七丁目12-21	H27・7・1
粕生薬160	新生堂薬局長者原店	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目11-7	H27・8・1
田川生薬55	かわら調剤薬局	田川郡香春町大字香春266-1	H27・7・1
直生薬93	きらり薬局直方店	直方市大字頓野995-3	H27・8・1
飯生歯162	有限会社マイルド薬局	飯塚市鯉田620-2	H27・8・1
粕生訪9	訪問看護ステーション一番星Kids	糟屋郡志免町志免中央二丁目6-1	H27・4・1
福津生訪4	訪問看護ステーションメルシー	福津市福岡駅東一丁目3-5-201	H27・5・1
像生訪5	宗像病院訪問看護ステーション わだち	宗像市光岡130	H25・3・1

宰生訪7	ふあみりいふ訪問看護	太宰府市五条四丁目2-5	H26・12・1
南筑後生訪3	訪問看護ステーションはばたき	八女郡広川町大字新代601-3	H27・6・1
飯生訪15	訪問看護ステーションもも	飯塚市阿恵384-8	H27・6・1

福岡県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
行生129	医療法人はまさき循環器科	はまさき循環器内科	行橋市西宮市二丁目1-36	H27・5・1
八女生歯72	矢部村歯科診療所	八女市矢部村歯科診療所	八女市矢部村矢部4058-1	H27・6・1
宰生訪7	あいびーん訪問看護	ふあみりいふ訪問看護	太宰府市五条四丁目2-5	H27・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生129	はまさき循環器内科	行橋市行事三丁目534-1	行橋市西宮市二丁目1-36	H27・5・1
八女生歯72	八女市矢部村歯科診療所	八女市矢部村矢部4048-1	八女市矢部村矢部4058-1	H27・6・1

飯生歯 118	さくら歯科	飯塚市横田315-3	飯塚市横田33-3	H22・8・13
------------	-------	------------	-----------	----------

福岡県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生144	整形外科まつしたクリニック	筑紫野市二日市一丁目4-3	H27・6・30
糸島地生 97	平野記念医院	糸島市前原中央一丁目6-10	H27・6・30
う生8	杉内科医院	うきは市吉井町943-1	H27・6・30
大生200	藤本内科医院	大牟田市三川町五丁目22	H27・6・30
大生75	早川内科胃腸科医院	大牟田市本町四丁目10-11	H27・6・30
糸島地生 歯22	宮崎歯科医院	糸島市前原中央二丁目6-10	H26・12・31
飯生歯106	にしもと歯科医院	飯塚市伊岐須636-5	H27・6・30
筑生薬49	やまのい薬局	筑後市大字山ノ井358番地9	H27・3・31
田川生薬 44	エンゼル薬局香春店	田川郡香春町大字香春266番1	H27・6・30
飯生薬150	ハッピー薬局 忠隈店	飯塚市忠隈460番地1	H27・6・27

福岡県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
直生155	直方在宅診療所	直方市須崎町16-18山城ビル2F	H27・7・17

福岡県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
直生マ30	田淵 行雄（訪問マッサージ心）	直方市大字永満寺2737-1	H27・7・7
直生マ31	花田 義博（マッサージ工房いやし）	直方市溝堀一丁目5-17	H27・7・20
大野生マ 9	山川 扶美江（KEIROW大野城ステーション）	大野城市雑餉隈四丁目2-16石橋ビル204号	H27・7・15
飯生マ69	園田 圭太（飯塚療養サポート）	飯塚市菰田西二丁目5-30-202	H27・7・13
田川生マ 54	副島 明彦（あおぞら訪問マッサージ）	田川郡川崎町大字川崎444-13	H27・7・21

田川生マ55	花田 義博 (マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063-2	H27・7・20
大生柔75	前原 信夫 (つばき鍼灸整骨院)	大牟田市本町一丁目3-16	H27・7・21
大生柔76	内藤 伸二郎 (つばき鍼灸整骨院)	大牟田市本町一丁目3-16	H27・7・21
大生柔77	元村 惣一郎 (柿園はっぴい整骨院)	大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階	H27・6・29
行生柔31	己斐 正和 (千歳整骨院行橋院)	行橋市西宮市一丁目8-13-101	H27・7・21
像生柔92	島田 仁親 (仁鍼灸整骨院)	宗像市土穴三丁目2-43	H27・6・16
古生柔31	田島 正太 (華整骨院)	古賀市小竹7-7	H27・7・8
粕生柔116	阿部 展之 (安寿整骨院)	糟屋郡新宮町大字原上1812-1	H27・5・11
粕生柔117	香田 潔史 (かすや整骨院)	糟屋郡須恵町大字上須恵783-7	H27・7・1
粕生柔118	富永 尚宏 (なないろ整骨院)	糟屋郡須恵町大字須恵668	H27・6・15
田川生柔34	世良 恵英 (せら整骨院)	田川郡福智赤池1156-7	H27・7・27
直生はき14	田渕 行雄 (訪問マッサージ心)	直方市大字永満寺2737-1	H27・7・7
直生はき15	花田 義博 (マッサージ工房いやし)	直方市溝堀一丁目5-17	H27・7・20
大野生はき5	山川 扶美江 (KEIROW大野城ステーション)	大野城市雑餉隈町四丁目2-16 石橋ビル204号	H27・7・15
像生はき12	島田 仁親 (仁鍼灸整骨院)	宗像市土穴三丁目2-43	H27・6・16
う生はき21	豊福 李依 (鍼灸院たかはし)	うきは市吉井町12-9	H27・7・30
田川生はき11	花田 義博 (マッサージ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063-2	H27・7・20

福岡県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川生マ49	千葉 信弘 (あおぞら訪問マッサージ)	田川郡川崎町大字川崎444-13	H27・7・1
大生柔43	石橋 秀 (整骨院和み)	大牟田市新栄町18-9	H27・7・31
大生柔66	橋本 泰昌 (柿園はっぴい整骨院)	大牟田市柿園町一丁目1-3 柿園ビル2階	H27・6・29
柳生柔23	大坪 美孝 (大坪整骨院)	柳川市本城町45	H27・5・17

福岡県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
糸島地介100	おくホームクリニック	糸島市志摩稲留5	H27・4・1	訪看・居管・予訪看・予居管
嘉鞍介1	地方独立法行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9	H27・8・1	訪看・予訪看
大野介歯72	ミント歯科クリニック大野城	大野城市錦町四丁目1-1 大野城サティ2F	H27・2・5	居管・予居管
久地介薬8	そうごう薬局 大 刀洗店	三井郡大刀洗町大字下高橋 3957-1	H27・7・1	居管・予居管
粕介203	医療法人社団日晴 会久恒病院	糟屋郡宇美町大字宇美4633 -22	H27・7・1	訪看・訪り・通 り・居管・予訪 看・予訪り・予 通り・予居管
う居14	デイサービスセン ター かりん	うきは市吉井町新治176番 地の1	H27・6・1	通介・予通 介

福岡県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地介89	おくホームクリニック	糸島市志摩稲留5		H27・3・31

田川居303	医療法人ひいらぎ 会福智歯科医院	ひいらぎ歯科医院	田川郡福智町金田921 -16	H27・7・13
飯居225	アップルハートの やわらぎ飯塚	アップルハートや わらぎ飯塚	飯塚市菰田70-1	H27・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大居228	医療法人 CLSすがは ら 菅原病 院	大牟田市上屋敷町一丁 目1-3	大牟田市小川町30-1	H27・8・1
飯居3	(有)マイル ド薬局介 護ショッ プマイルド	飯塚市鯉田2356-10	飯塚市鯉田2360	H27・8・1
飯居113	特別養護老 人ホーム本 陣園	飯塚市内野3162	飯塚市長尾884-1	H27・4・1

福岡県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地介89	おくホームクリニック	糸島市志摩稲留5	H27・3・31

朝倉介53	杷木クリニック杷木通所 リハビリサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	H27・7・31
春介歯87	しらかはら歯科	春日市若葉台西三丁目6	H27・7・31
大居142	医療法人正心会松永クリ ニックデイサービスさくら	大牟田市大字橋1365	H27・5・31
朝倉支24	医療法人徳洲会杷木ケア プランサービス	朝倉市杷木古賀1842-5	H27・6・30

福岡県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
直居134	直方在宅診療所	直方市須崎町16-18山城ビル2F	H27・7・17

福岡県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	6.0 ～ 23.0	1,245.0
			後	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田2827番3先まで	6.0 ～ 27.8	1,245.0

福岡県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉市佐田4416番1先から 朝倉市佐田2861番1先まで

福岡県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	桂川線 下秋月	前	嘉穂郡桂川町大字寿命62番1先から 嘉穂郡桂川町大字寿命28番1先まで	13.4 ～ 22.0	47.7
			後	嘉穂郡桂川町大字寿命62番1先から 嘉穂郡桂川町大字寿命28番1先まで	19.7 ～ 31.7	

福岡県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	寒田線 下別府	築上郡築上町大字松丸148番1先から 築上郡築上町大字松丸159番1先まで

福岡県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市鯉田2219番3先から 飯塚市川島226番2先まで

福岡県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	塔ノ瀬 十文字線 小郡	小郡市下岩田1846番1先から 小郡市下岩田2560番先まで

福岡県告示第728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	殖木 地線 甘木	前	久留米市田主丸町船越 1610番2先から 朝倉市上寺1368番1先まで	5.0 ～ 11.0	390.0

			前	久留米市田主丸町船越 1610番2先から 朝倉市上寺1368番1先まで	4.5 ～ 54.0	885.0
			後	久留米市田主丸町船越 1610番2先から 朝倉市上寺1368番1先まで	3.6 ～ 25.6	885.0

福岡県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野インター線	前	筑紫野市大字古賀650番 4先から 筑紫野市大字古賀908番 13先まで	15.4 ～ 70.9	143.2
			後	筑紫野市大字古賀397番 1先から 筑紫野市大字古賀908番 13先まで	13.6 ～ 127.1	879.6

福岡県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	基山 停車場 平等寺 筑紫野 線	前	筑紫野市大字古賀402番 4先から 筑紫野市大字古賀408番 9先まで	6.3 ～ 16.4	226.0
			後	筑紫野市大字古賀402番 4先から 筑紫野市大字古賀408番 9先まで	9.4 ～ 29.7	226.0

福岡県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	山口 原田 線	前	筑紫野市大字筑紫1412番 7先から 筑紫野市大字筑紫1017番 10先まで	5.6 ～ 29.1	645.8
			後	筑紫野市大字筑紫1412番 7先から 筑紫野市大字筑紫1017番 10先まで	13.2 ～ 34.4	645.8

福岡県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
那珂	県道	山口線 山原田線	前	筑紫野市大字山口793番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 13.7	1,466.3	
			後	筑紫野市大字山口793番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1,475.7	
			後	筑紫野市大字山口855番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.0 ～ 44.3	1,926.7	うち基山 停車場平 等寺筑紫 野線重用 延長 1,040.0メ ートル

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 コスタ行橋2期工事
 - 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1 外40筆
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成27年8月12日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 にしてつストア レガネット美鈴の杜
 - 所在地 小郡市美鈴の杜一丁目1番地3
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
A棟西側	22台	A棟西側	13台
A棟北側	36台	A棟北側	45台
合計	58台	合計	58台

- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
A棟建物内東側	17.94㎡	A棟建物内東側	21.46㎡
A棟建物内西側	3.40㎡	—	—
合計	21.34㎡	合計	21.46㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設 No.1	午前6時00分～ 午後9時00分	荷さばき施設 No.1	午前6時00分～ 午後10時00分
荷さばき施設 No.2		荷さばき施設 No.2	

公告

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	569.95
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	194.19
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	650.21
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	237.25
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	940.18
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	236.61
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18

遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1187.04
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	106.35
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.02
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.32
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	349.19
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.67
〃	水源かん養保安林	今川	〃	804.77
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	239.52
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	175.03
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	284.22

公告

平成27年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服

製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント

製図（機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
平成27年12月2日（水曜日）から平成28年2月14日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成27年11月25日（水曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場 所
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成28年1月24日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(イ) 3級 電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管		

<p>(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>(イ) 1 級及び 2 級 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻、さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、パン製造及びコンクリート圧送施工</p> <p>(ウ) 3 級 冷凍空調和機器施工、機械・プラント製図、機械加工及び時計修理</p> <p>(エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工</p>	<p>平成28年 1 月31日 (日曜日)</p>
<p>(ア) 1 級及び 2 級 舞台機構調整</p>	<p>平成28年 2 月 3 日 (水曜日)</p>
<p>(ア) 1 級及び 2 級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、自動ドア施工、電気製図、及び塗装</p> <p>(イ) 3 級 機械検査、プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図</p> <p>(ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成28年 2 月 7 日 (日曜日)</p>

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号 813-0044 福岡市東区千早五丁目 3 番 1 号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成27年10月5日（月曜日）から同年10月16日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成27年10月16日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、平成28年3月11日（金曜日）に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目 3 番 1 号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話番号092

-643-3601) に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市日蒔野五丁目20番7及び20番9から20番19まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市薦野1251番地15

尾塚 幸彦

公告

平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成27年11月13日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は205円、4部又は5部の場合は250円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成27年9月15日（火曜日）から同年10月19日（月曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成27年10月19日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成27年11月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140

円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営住吉地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成27年9月1日から 平成27年10月2日まで	久留米市役所

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成27年7月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人里山宮の森
 - 代表者の氏名
手嶋 久繁
 - 主たる事務所の所在地
遠賀郡岡垣町東高倉二丁目7番2号
 - 定款に記載された目的
この法人は、広く地域住民に対して、里山の環境整備や通学路等の安全確保のため

の活動を行うことで地域の交流と親睦を図るとともに、安全で安心して住める豊かな地域社会を創出し、地域の活性化と環境保全の実現に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、作業はすべて自発的公共奉仕（ボランティア活動）の精神で相互の助け合いにより成立し継続して行うものとする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第247号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年9月1日

福岡県公安委員会

- 講習会の日時、場所等
 - 講習会の日時
平成27年10月22日（木） 午前10時00分から午後5時00分までの間
 - 講習会の場所
福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
 - 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6

- か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第248号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成27年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年10月15日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成27年10月21日(水) 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成27年10月29日(木) 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第249号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成27年9月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年11月5日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年11月12日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成27年11月19日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年11月5日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警

察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第250号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成27年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等

」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年10月22日（木）から同年10月29日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年10月27日（火）から同年10月29日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という

。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。.)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成27年9月28日(月)から同年9月30日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セン

ター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第251号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年9月1日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年12月2日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年12月3日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年11月4日（水）から同年11月6日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間

（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。